

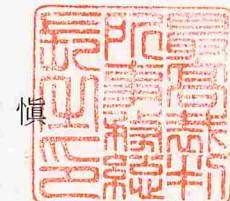
最高裁秘書第912号

令和2年3月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年3月8日付け（令和2年3月10日受付、第014774号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年2月22日付け刑事局第二課長事務連絡「秘匿情報管理に関する事務処理態勢を維持・継続するための取組について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-06)

平成29年2月22日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田智宏

秘匿情報管理に関する事務処理態勢を維持・継続するための  
取組について（事務連絡）

各庁においては、被害者又は証人等特定事項の秘匿決定がなされた事件やこれらと同様の配慮が求められる事件において、裁判所が秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）が裁判所の意図に反して流出することのないよう、秘匿情報の適切な管理の重要性や留意すべき事項等について、庁全体として適切な事務処理態勢の確立に向けた取組を行っていただいているものと承知しております。

この点、適切な事務処理態勢を維持・継続するためには、定期的に適切な事務処理態勢を確認・検討するとともに、日ごろより秘匿情報の適切な管理の重要性について十分な意識を持ち、異動等があっても職員に十分な引継ぎがなされることが重要と考えられます。

以上の観点から、異動等が落ち着く時期である毎年5月ころに、例えば、秘匿情報に接する裁判官、書記官及び事務官（事務局職員を含む。）に対し、部総括判事による講話をを行ったり、模擬事例（別紙参照）を題材として、各庁の申合せ等を確認しながらミーティングを行うなどのほか、各庁の実情に応じて、有効と思われる取組を行っていただき、秘匿情報の適切な管理に関する事務処理態勢を確認・検討するとともに、秘匿情報の適切な管理の重要性に関する裁判官を含めた関係職員全体の意識を維持することに努めていただきますようお願いします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## 模擬事例

### 1 被告人と年少の被害者が家族関係にあり、当該被害者がビデオリンク方式による証人尋問で証言するケース

被告人が、養子（13歳の女子）を強姦したという強姦致傷被告事件について、公判前整理手続において、被害者特定事項の秘匿決定がなされ、被告人氏名も秘匿の対象とされた。また、ビデオリンク方式により被害者の証人尋問を行うこととなった。

### 2 被告人と面識のない被害者のケース

被告人は、夜道を帰宅中の被害者に突然抱きついて体を触ったという強制わいせつ事件で起訴された。被告人と被害者は全く面識がなく、検察官において、被害者の氏名及び住居について被告人に知らせてはならない条件を付す措置がとられた。公判前整理手続終了後、被告人は保釈されており、公判では、被害者の証人尋問（遮へいの措置あり）を予定している。

【検討の視点】一般的な検討の視点であり、模擬事例に対応したものではない。

- ・ 情報の共有の範囲（担当部内、訟廷、総務課等）
- ・ 警備の要否（入退構時、入退廷時、法廷内、待機場所、法廷内の着席位置等）
- ・ 報道機関への情報提供の在り方（開廷予定、判決要旨）
- ・ 開廷表の表示内容
- ・ 訴訟関係人との認識共有
- ・ 裁判員等選任手続期日における被害者特定事項の取扱い
- ・ 証人尋問の際の留意事項（人定尋問、宣誓の方法、証人対応職員との認識の共有、ビデオリンクの場合の配慮）
- ・ 調書記載の方法、記録中の特定事項の取扱い
- ・ 閲覧謄写、判決謄本交付時の対応
- ・ 控訴審への情報伝達